

普通預金

令和元年5月1日現在

1. 商品名 (愛称)	● 普通預金
2. 販売対象	● 個人、法人、地公体、権利能力なき社団・財団、任意団体など
3. 期間	● 定めはありません。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	● 随時預入 ● 1円以上 ● 1円単位
5. 払戻方法	● 随時払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	● 毎日の店頭表示の利率を適用します。 ● 毎月2月と8月の当行所定の日に支払います。 ● 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした、1年を365日とする日割計算とします。 ● 個人のお客様・・・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の源泉分離課税が適用されます。ただし、マル優ご利用の場合は非課税です。 ● 法人のお客様・・・15.315% (国税 15.315%) の総合課税が適用されます。ただし、非課税法人の場合は非課税です。 ※復興特別所得税が追加課税されることにより、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間、国税は15.315%の税率となります。 ● 金利につきましては、窓口までお問い合わせ下さい。
7. 手数料	● キャッシュカードによるお取引は、そのお取引に応じて手数料がかかることがあります。(他行ATM利用等)
8. 付加できる 特約事項	● 給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取および公共料金・クレジットカード等の自動支払に利用できます。 ● 個人の方は総合口座による当座貸越がご利用いただけます。(詳細につきましては、「総合口座」を参照して下さい。)
9. 中途解約時 の取扱い	● なし
10. その他 参考となる事項	● 決済用普通預金への切替が可能です。(窓口までお申し出下さい)
11. 当行が契約して いる指定紛争解 決機関	● 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
12. 預金保険制度	● 本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。